

## 9月10日は「下水道の日」です

☎ 上下水道課 ☎ 62-2119

〈マンホール 町をきれいに するとびら〉  
(令和2年度下水道推進標語)

「下水道の日」は、下水道の全国的な普及を図る必要性から「全国下水道促進デー」として昭和36年から始まりました。近年の下水道に対する認識の高まりもあり、平成13年から、より親しみのある名称として現在の「下水道の日」となり、下水道の役割や下水道整備の大切さについて、理解と関心を深めることを目的としています。

### ●鏡石町の下水道

町が行っている下水道事業は、公共下水道と農業集落排水の2事業があります。生活排水などは、公共下水道は郡山市日和田町の県中浄化センター、農業集落排水は成田浄化センターと深内浄化センターの2箇所です。

### ●早期接続のお願い

公共下水道及び農業集落排水に接続可能な区域で、未接続のご家庭につきましては、下水道への早期接続をお願いします。

下水道に接続されると、家の周りの側溝に汚水が流れないので、悪臭や汚れがなくなり、清潔で快適な生活環境が確保されます。また、川や海をきれいにする水質保全の役割を担っていますので、ご理解とご協力をお願いします。下水道に接続するための排水設備工事を行う場合、融資のあっせん及び利子補給の制度もありますので、ご利用ください。

## 「男の料理教室」開催

☎ 花みずき会 会長 稲田 ☎ 62-3702

町内在住または町内に勤務されている60歳以上の男性の参加をお待ちしています。

●日時：10月18日(日)9時30分～

●場所：勤労青少年ホーム調理室

●対象：町内の60歳以上の男性

●会費：500円

●持参物：マスク、エプロン、バンダナまたは三角巾

## 町内一斉環境美化活動のお知らせ

☎ 健康環境課 ☎ 62-2115

町と町保健委員会では、美しいまちづくり推進事業の一環として、第4回町内一斉環境美化活動を実施します。快適な生活環境づくり・町内の環境美化のため、皆様のご協力をお願いします。

●日時：10月4日(日)6時～7時 ※小雨決行

### ●実施内容

町民総参加で、各行政区単位により道路、公園、遊園地等及び各家庭周辺の一斉清掃を行います。燃えるごみ、粗大ごみ、空き缶等の回収は行いません。各地区において、可燃物、不燃物、資源物に分別し、一時的に集会所等へ保管して、指定されたごみの収集日に出すようご協力をお願いします。

## 不法投棄は犯罪です！みんなで監視を

☎ 健康環境課 ☎ 62-2115

福島県では、毎年9月を不法投棄防止強調月間と定め、重点パトロールなどを実施しています。不法投棄は未然防止と早期発見が重要です。そのためには町民の皆さんのご協力による監視が必要です。

なお、不法投棄現場や現場の人に近づいたり、写真を撮ったりすることは危険ですので、絶対にしないでください。「不法投棄かな?」と思える状況を見つけたら、町健康環境課まで通報をお願いします。

### ●不法投棄の手口とは

- ・一年中時期を選びません。
- ・不法投棄される場所は、山間部の空き地、休耕田、休耕畑、資材置場、スクラップ置場などが多くなっています。
- ・バックホー等の重機を使用して穴を掘り、投棄後に土をかぶせ、廃棄物を見えなくするなど、悪質巧妙化しています。
- ・単独ではなく組織的、かつ広域的に行われています。

### ●このような状況を見つけたら通報を!

- ・突然大きな穴が掘られた。
- ・数日前から穴を掘るための重機がある。
- ・出入り場所に鉄板が敷かれた。
- ・屋間は現場に人がいないが、毎日地形が変わっている。
- ・一定の場所を多数のダンプが通過していく。
- ・ダンプに会社名の表記がない。
- ・ある場所に多数のダンプが集結している。
- ・ナンバーを隠している。

※不法投棄を行った場合、廃棄物処理法の規定により5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科され、法人に対しては3億円以下の罰金が科されます。

## 国民健康保険の保険証を更新します

☎ 税務町民課 ☎ 62-2112

国民健康保険の保険証は、毎年10月1日に更新されます。新しい保険証を9月下旬に郵送しますので、保険証が届きましたら記載内容をご確認ください。古い保険証は、10月以降に税務町民課の窓口までお持ちくださるようお願いいたします。

発送後に資格の異動(社会保険加入、転出、転居など)が生じた場合は、行き違いで保険証が届きません。その際は、保険証の返還や差替えが必要になりますので、税務町民課までお持ちください。

### ①次の場合は保険証が使えません

国民健康保険の保険証は、資格のある期間のみ使用できます。職場の健康保険に加入した場合、転出した場合などは使用することができません。保険証を返却の上、税務町民課において、資格喪失のお手続きをお願いします。

資格喪失後に国民健康保険の保険証を使用した場合、国民健康保険から支払われた医療費は返還いただけます。職場の健康保険に加入し、保険証がまだ届かない場合などでも使用はせず、資格証明証を職場で交付してもらうか、一度全額自己負担した後、職場の健康保険へ療養費の請求を行ってください。

### ②国民健康保険の滞納があると

国民健康保険税を滞納していると、有効期限の短い保険証や、保険証の代わりに「被保険者資格証明書」が交付されます。「被保険者資格証明書」で医療機関を受診した際は、窓口で医療費の10割を支払うこととなります。また、差押えなどの行政処分が行われることもありますので、納期までの納付が困難な場合は、納税相談にお越しください。

## 一般廃棄物処理施設の設置等計画に関するお知らせ

福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成30年4月福島県生活環境部産業廃棄物課)第8条第1項の規定に準じて、下記1の者より一般廃棄物処理施設等設置等事業計画書が福島県へ提出されましたのでお知らせします。  
令和2年9月3日

### 1 事業者

- (1) 氏名 株式会社釜屋 代表取締役 近藤 宏樹
- (2) 住所 福島県須賀川市森宿字安積田1番地1

### 2 設置場所

鏡石町成田東9番 外19筆

### 3 処理施設の種類の種類等

- (1) 処理施設の種類の種類 ごみ処理施設(圧縮処理)
- (2) 処理する一般廃棄物 廃家庭電化製品の解体で生じる金属くず及びプラスチック類
- (3) 処理能力 6.6ト/時(52.8ト/日(8時間))

### 4 その他

- (1) 事業者は2の場所において、既に産業廃棄物指定処理施設の設置許可(平成16年11月12日)を受けて産業廃棄物の処理を行っていますが、新たに、廃家庭電化製品の解体物である金属くず及びプラスチック類を圧縮処理して再生原料として売却するために、当該事業計画書を提出したものです。
- (2) 県では、今後必要な審査を行った上で、当該一般廃棄物処理施設の設置の可否を決定することとしています。

●問い合わせ先 福島県中地方振興局 県民環境部環境課 ☎ 024-935-1502



## 令和3年度新入学児の就学時健康診断のお知らせ

☎ 教育課 ☎ 62-3459

町教育委員会では、次のとおり令和3年度に小学校入学の幼児を対象に「就学時健康診断」を実施します。この健診は法律に基づき実施されるものですので必ず受診してください。

なお、当日は保護者の皆様にお子様を引率していただくようになりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

●対象：平成26年4月2日から平成27年4月1日生まれの幼児

●日時：10月7日(休) 14時受付

●場所：鏡石中学校体育館及び町公民館

●健診内容：内科・歯科・視力・聴力

●受診方法：町内の幼稚園・保育所等を通じてお知らせいたします。それ以外の方については、個人宛に直接お知らせします。